

羽村市告示第 132 号

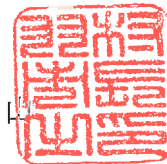
令和8年度羽村市介護サービス事業者物価高騰対策助成金交付要綱

を公表する。

令和 8 年 9 月 4 日

羽 村 市 長

橋 本 弘



羽福高発第1178号

令和8年度羽村市介護サービス事業者物価高騰対策助成金交付要綱

令和8年度羽村市介護サービス事業者物価高騰対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けながらも介護サービスの安定的な供給を継続している市内の介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対し、介護サービス事業者物価高騰対策助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、事業の継続を支援し、もって介護サービスの質の維持及び物価高騰が介護サービスの提供に対して及ぼす影響の軽減を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 令和8年4月1日（別表において「基準日」という。）において、東京都又は市から指定を受けており、かつ、別表の助成対象サービスの種類の欄に掲げる介護サービス（同表において「助成対象サービス」という。）のいずれかを市内において継続して提供していること。

(2) 申請時において、納期の到来している市税等（徴収猶予を受けている市税を除く。）を完納していること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、別表の規定に基づき算定した同表の助成額の欄に規定する額とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、必要な書類を添えて、様式第1号による助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、助成金の交付の可否及び額を決定し、様式第2号の助成金交付・不交付決定通知書により、申請者にその旨を通知するものとする。

(支払)

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、遅滞なく当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に助成金を支払うものとする。

2 前項の場合においては、当該交付決定の日において様式第1号の助成金請求書に

より当該助成金の支払の請求がされたものとみなす。

(交付決定の取消及び返還)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、又は助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容その他この要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は助成金の返還を求めるときは、様式第3号の助成金交付決定取消通知書兼返還請求書により交付決定者にその旨を通知するものとする。

(助成金調書の作成)

第8条 交付決定者は、助成金の交付を受けた事業に関する収入及び支出の関係を明らかにした書類を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(経理状況等の報告の求め)

第9条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて経理状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(他の助成金等の重複の禁止)

第10条 交付決定者は、助成金の交付を受けた経費に関し、重複して他の助成金等の交付を受けてはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は、羽村市補助金等交付規則（昭和52年規則第10号）の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年9月4日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前に第5条の規定による交付決定を受けた交付決定者に係る助成金の支払、当該交付決定の取消及び返還、助成金調書の作成、経理状況等の報告の求め並びに他の助成金等の重複の禁止については、この要綱の失効後も、なお従前

の例による。

別表（第3条関係）

助成対象サービスの種類	助成対象区分	基準額	助成額
地域密着型通所介護	通所・訪問系	市内の事業所において助成対象サービスの利用定員1人につき1,607円	基準額×基準期間における各月1日時点の助成対象サービスの利用定員の人数
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		市内の助成対象サービス1事業所あたり14,750円	基準額×基準期間における各月1日時点の助成対象サービスの利用者の人数が1人以上いる月数
地域密着型介護老人福祉施設	施設・居住系	市内の事業所において助成対象サービスの入所者又は利用者1人につき5,923円	基準額×基準期間における各月1日時点の助成対象サービスの入所者又は利用者の人数
認知症対応型共同生活介護			
特定施設入居者生活介護			
介護老人福祉施設		市内の事業所において助成対象サービスの入所者のうち、介護保険法（平	基準額×基準期間における各月1日時点のサービス費対象外
介護老人保健			

施設		成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 1 条の 3 に基づく特 定入所者介護サービス費 支給の対象とならない者 (助成額の欄において 「サービス費対象外入所 者」という。) 1 人につ き 5, 9 2 3 円	入所者の人数
----	--	---	--------

備考

- 1 「基準期間」とは、基準日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの間をいう。
- 2 助成金の額の算定は、事業者が有する事業所ごとに行うものとする。

年 月 日

羽村市長 宛

申請者
法人所在地法人名及び
代表者氏名 _____ 印

電話番号 _____

介護サービス事業者物価高騰対策助成金交付申請書兼請求書

令和8年度羽村市介護サービス事業者物価高騰対策助成金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、助成金の申請にあたり、市税の納税状況について調査、照会、閲覧することに同意します。

記

1 市内事業所所在地および名称

事業所所在地 羽村市 _____

事業所名称 _____

2 助成金交付申請額 金 _____ 円

3 添付資料

- (1) 様式第1号別紙
- (2) その他必要な書類

4 振込口座

金融機関					支店名				
口座種別	☐ 普通	☐ 当座	口座番号						
口座名義	フリガナ								
	名義								

※この用紙は、市長が必要と認める場合を除き、事業者が有する事業所ごとに作成すること。

様式第 1 号別紙

1. 指定を受けた介護サービスの種類 (単位：円)

サービス名	指定	基準額
地域密着型通所介護		1,607
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		14,750
地域密着型介護老人福祉施設		5,923
認知症対応型共同生活介護		
特定施設入居者生活介護		
介護老人福祉施設		
介護老人保健施設		

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の基準額は、1日現在対象者が1人以上いる場合の月額単価です。

1日現在対象者が2人以上いる場合でも助成額は変わりません。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除くサービスの基準額は、1日現在対象者1人あたりの単価です。

2. 助成金交付申請額の計算

	1日現在対象者数	基準額	月別交付申請額
記入例	15	1,607	24,105
定期巡回記入例	5	14,750	14,750
令和8年4月			
令和8年5月			
令和8年6月			

交付申請額 _____ 円

様式第2号(第5条関係)

発第 号
年 月 日

様

羽村市長

介護サービス事業者物価高騰対策助成金交付・不交付決定通知書

令和8年度羽村市介護サービス事業者物価高騰対策助成金交付要綱の規定に基づき、 年 月 日付で申請のあった介護サービス事業者物価高騰対策助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決 定 内 容

2 事 業 者 名

3 助 成 金 交 付 額 _____ 円

4 不 交 付 理 由

第 号
年 月 日

様

羽村市長

介護サービス事業者物価高騰対策助成金交付決定取消通知書兼返還請求書

令和8年度羽村市介護サービス事業者物価高騰対策助成金交付要綱の規定に基づき、 年

月 日付で交付した助成金は下記の理由により交付決定を取り消したので通知します。

また、既に交付した助成金の返還を下記のとおり請求します。

記

交 付 決 定 額	円
取 消 理 由	
返還すべき助成金額	円
返 還 期 限	
返 還 方 法	